

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合規則第 4 号

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の支給日)</p> <p>第2条 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第7号。以下「給与条例」という。）第6条第2項に規定する給料の支給日は、その月の<u>15日</u>とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その<u>翌日以後の日</u>であつて、<u>15日</u>に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 給与条例第20条に規定する規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間から、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に<u>19</u>を乗じて得た時間を減じた時間とする。ただし、勤務時間等条例第4条の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りにつ</p>	<p>(給与の支給日)</p> <p>第2条 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第7号。以下「給与条例」という。）第6条第2項に規定する給料の支給日は、その月の<u>20日</u>とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その<u>前日以前の日</u>であつて<u>20日</u>に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 給与条例第20条に規定する規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間から、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に<u>当該年度における勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（</u></p>

いて別に定められている職員のうち、管理者の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。

日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た時間を減じた時間とする。ただし、勤務時間等条例第4条の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、管理者の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。